以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費(令和5年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用)について支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

- (ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む。)
 - ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。) (※1~※4)
 - ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(※2)、短期入所系サービス事業所(※3)、介護施設等(※1)
 - ③ 堺市から休業要請を受けた通所系サービス事業所(※4)、短期入所系サービス事業所(※3)
 - ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等 (①、②の場合を除く。) (※1)
 - ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等(※5)
- (イ)新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(※4)
 - (ア)①、③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))
 - ※「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。
- (ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1~※4)

- ・ (ア)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所
- ※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった 日(通所系サービス事業所が(イ)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む) が連続3日以上の場合を指す。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所(ア)の事業を除く。)及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

事業所短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居 宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。) 並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に 限る。)

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対 応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護 事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)

※5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

令和5年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を補助。

(ア) a. ア (ア) ①から③に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添1-1のとおり。(介護施設等に限る。))

② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入 費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ④ 感染性廃棄物の処理費用
- ⑤ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者 宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できな い利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)

- ※ なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。
- b. ア (ア) ④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ⑦ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
 - 一定の要件に該当する自費検査費用(別添1-1のとおり。(介護施設等に限る。))
- c. ア (ア) ⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別添2-1のとおり。た だし、令和5年5月7日までに施設内療養を行った高齢者施設等に限る)

(イ) ア(イ) に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費 用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信用は除く。)

※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る。

(ウ) ア(ウ) に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ① 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ② 感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

ウ 補助額

イ(ア)、イ(イ)及びイ(ウ)の対象事業所・施設等の基準単価、単位及び補助額は、 別表1、別表2及び別表3のとおりとする。なお、別表1、別表2及び別表3に定める基準 単価は年度単位で適用する。年度単位で適用するにあたっては、別記1及び別記2を併せて 取扱うものとする。

ただし、【別添2-1】 3 ウの補助額は、別表1 の範囲外とし、【別添2-1】 3 ウに定めるとおりとする。

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して 提供するために必要な経費(令和5年5月8日以降に係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用)について支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

- (ア)新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)に対応した介護サービス事業所・施設等
- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む)(※1~※4)
- ② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所(※2)、短期入所系サービス事業所(※3)、介護施設等(※1)
- ③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く)(※1)
- ④ 施設内療養を行った高齢者施設等(※5)
- (イ)新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所 (※4)
- (ア)①以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))
- ※「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。
- (ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1~※4)
- ・ (ア) の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通 所系サービス事業所が(イ)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上 の場合を指す。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型 医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養 護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事 業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、 福祉用具貸与事業所(ア(ア)の事業を除く)及び居宅療養管理指導事業所

※3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)

※4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業 所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居 宅介護事業所(通いサービスに限る)

※ 5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型 医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

令和5年5月8日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの 提供では想定されないかかり増し費用を補助

(ア) a. ア (ア) ①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用(別添1-2のとおり。(介護施設等に限る))

② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用
- ④ 感染性廃棄物の処理費用
- ⑤ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見

込まれる衛生用品の購入費用

⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア (ア) ③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ⑦ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
- 一定の要件に該当する自費検査費用(別添1-2のとおり。(介護施設等に限る))
- c. ア (ア) ④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

⑧ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(別添2-2のとおり。(高齢者施設等 に限る)

(イ) ア(イ) に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る

(ウ)ア(ウ)に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ② 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職 員派遣に係る旅費・宿泊費

ウ補助額

イ (ア)、イ (イ)及びイ (ウ)の対象事業所・施設等の基準単価、単位及び補助額は、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。なお、別表 1、別表 2 及び別表 3 に定める基準単価は年度単位で適用する。年度単位で適用するにあたっては、別記 1 及び別記 2 を併せて取扱うものとする。

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染拡大防止に必要な経費について支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、 看護小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 対象経費

(ア) 簡易陰圧装置を設置する事業

簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。

ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(イ) 換気設備を設置する事業

換気設備の設置に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。

ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費 又は 工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費 等を含む。

(ウ) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。

ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

ウ 補助の上限額

補助の上限額については別表4のとおりとする。

【別添1-1】

別記1イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、 以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設(施設系・居住系)については、感染者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

1の対象施設等において、

- ・ 濃厚接触者と同居する職員
- ・ 発熱等の症状(※)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員
- ・ 面会後に面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ※ 「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、 頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。
- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。
- ※ なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて堺市に提出すること。

※ なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、 本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表1の補助単価の範囲内)

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査 や一斉検査は対象外とする。

【別添1-2】

別記2イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、 以下のとおりとする。

1 補助対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体が実施する場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型 医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養 護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 補助の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を補助対象とする。

- 1の対象施設等において、
- ・感染者と同居する職員
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

※なお、②については、自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を 記載した理由書を作成し本事業の申請書と併せて堺市に提出すること。

※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。

3 補助の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。(ただし、別表1の補助単価の範囲内)

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉 検査は対象外とする。

【別添2-1】

別記1イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する 費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・ 保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、 療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング(区域をわける)の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①~⑤を実施した高齢者施設等であること。

また、上記①~⑤に加え、以下の⑥⑦いずれも満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 令和4年1月27日以降において、1の対象事業所・施設が所在する区域が、 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置(以下「緊急事態措置等」という。) を実施すべき区域とされていること(※)。
- ※ ただし、令和4年3月22日から令和5年5月7日までの期間は、緊急事態 措置等を実施すべき区域から除外されている場合であっても、⑥の要件を満た すものとする。
- ⑦ 小規模施設等(定員 29 人以下)にあっては施設内療養者が同一日に 2 人以上、大規模施設等(定員 30 人以上)にあっては施設内療養者が同一日に 5 人以上いること。
 - ※ 別添 2 1 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者(発症日を含めて 10 日間)とする。ただし、発症日から 10 日間経過しても、症状軽快*後 72 時間経過していないために、基本となる療養解除基準(発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快*後 72 時間経過)を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする)。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。
 - * 無症状患者(無症状病原体保有者)については、陽性確定に係る検体採取日が当該 検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)を「施設内 療養者」とする。
 - * 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

なお、別紙1及び別紙2に記載し、本事業の申請書と併せて堺市に提出すること。

- 3 補助の上限額
- ア 令和 5 年 4 月 1 日以降に施設内療養者となった者 施設内療養者一人あたり一日 1 万円を補助する(一人あたり最大 15 万円を補助。)。
- イ 2の⑥⑦の要件を満たす場合は、上記アに加えて、施設内療養者一人あたり一日 1 万円を追加補助する(一人あたり最大 15 万円を追加補助。)。

なお、ア・イの補助額は別表1の補助単価の範囲内(ただし、令和5年4月1日以降に生じた補助額については、令和5年度に適用する基準単価の範囲外とする。)と

- し、イの追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。
- ウ 上記アの補助を受けた施設に対して、さらに追加で、施設内療養者一人あたり一日 1万円を補助する(一人あたり最大 15 万円を追加補助。)。

ウの補助対象期間は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業 所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱(間接補助分)で規定 する。

エ 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの間において、上記アの補助金を受け、 イ又はウの補助要件を満たさない場合に、イ及びウに代わるものとして、アの補助金 の補助対象となる日の数に一人あたり一日1万円とし、3を乗じて得た額から、アか らウまでに掲げる要件に該当して受けることができる額を控除して得た額を追加補 助する。

4 その他

【別添2-2】

別記2イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 補助対象

○ 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 補助の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング (区域をわける) の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施
- ④ 担当を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、補助対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①~⑥を実施した高齢者施設等であること。

- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること(自施設の医師が対応を行う場合も含む)。
- ・施設からの電話等による相談への対応
- ・施設への往診 (オンライン診療を含む)
- ・入院の要否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

なお、(3)から(5)については、大阪府が実施した「高齢者施設等における協力 医療機関等との連携状況等調査等について」(令和5年4月14日付け高事第1084号)の回答により、確認を行うものとする。

さらに、上記①~⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用 について追加で補助を行う。

⑦ 小規模施設等(定員 29 人以下)にあっては施設内療養者※が同一日に 2 人 以上、大規模施設等(定員 30 人以上)にあっては施設内療養者※が同一日に 5 人以上いること。

※ 別添 2 - 2でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者(発症日を含めて 10 日間)とする。ただし、発症日から 10 日間を経過していなくても、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快*1から 24 時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで*2「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快から 72 時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して 15 日目までを上限とする)。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

*1 無症状患者(無症状病原体保有者)について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①~⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

*1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

*2 療養期間中であっても、上記①~⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

3 補助の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する(一人あたり最大15万円を補助。)。

また、2の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する(一人あたり最大15万円を追加補助。)。

なお、補助額は別表1の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は 1施設あたり 200 万円、大規模施設等は1施設あたり 500 万円を限度額とする。

4 その他

本補助は、別記 2 4 の対象経費の「(r) a. r (r) ①及び②に該当する事業所・施設等」への対象経費とあわせての補助が可能である。

別表 1

计备車券配-体机体 (※)		基準単価	無计	ta Dhata
対象事業所・施設等 (※)		(千円)	単位	補助額
	通常規模型	537	事業所	
通所介護事業所	大規模型(I)	684	事業所	
	大規模型(Ⅱ)	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所(療	養通所介護事業所を含む)	231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
	通常規模型	564	事業所	
通所リハビリテーション事業所	大規模型(I)	710	事業所	
	大規模型(Ⅱ)	1,133	事業所	
短期入所生活介護事業所、短其	用入所療養介護事業所 明入所療養介護事業所	27	定員	
訪問介護事業所		320	事業所	
訪問入浴介護事業所		339	事業所	する。
訪問看護事業所		311	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		137	事業所	・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額を補助
定期巡回·随時対応型訪問介護	看護事業所	508	事業所	額とする。
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所	なお、事業所・施設等のうち特別な事情により 基準単価を超える必要がある場合については、
居宅介護支援事業所		148	事業所	個別協議を実施し、府が特に必要と認める場合
福祉用具貸与事業所		-		一に限り、基準単価を上乗せする(ただし、令和5 年4月1日から令和5年5月7日までに生じた補
居宅療養管理指導事業所		33	事業所	助額については、別記1ア(ア)⑤を、令和5年5
小規模多機能型居宅介護事業院		475	事業所	月8日以降に生じた補助額については、別記2 ア(ア)④を除く)。
看護小規模多機能型居宅介護	事業所	638	事業所	
介護老人福祉施設		38	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		40	定員	
介護老人保健施設		38	定員	
介護医療院		48	定員	
介護療養型医療施設		43	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員 30 人以上)		37	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き 高齢者向け住宅(定員 29 人以下)		35	定員	

- ※ 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
 - ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防マネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 2

対象事業所•施設等 (※)		基準単価(千円)	単位	補助額
	通常規模型	537	事業所	
通所介護事業所	大規模型(I)	684	事業所	
	大規模型(Ⅱ)	889	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。
地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費 の実支出額とを比較して少ない方の額を補助
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	額とする。
	大規模型(I)	710	事業所	
	大規模型(Ⅱ)	1,133	事業所	

- ※ 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
 - ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として 取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防マネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表3

対象事業所・施設等 (※)		基準単価(千円)	単位	補助額
	通常規模型	268	事業所	
通所介護事業所	大規模型(I)	342	事業所	_
	大規模型(Ⅱ)	445	事業所	<u>-</u>
 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		115	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		113	事業所	
	通常規模型	282	事業所	
通所リハビリテーション事業所	大規模型(I)	355	事業所	=
	大規模型(Ⅱ)	567	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入	听療養介護事業所	13	定員	
訪問介護事業所		160	事業所	
訪問入浴介護事業所		169	事業所	
訪問看護事業所		156	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。
訪問リハビリテーション事業所		68	事業所	
定期巡回•随時対応型訪問介護看記	隻事業所	254	事業所	・ ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費
夜間対応型訪問介護事業所		102	事業所	の実支出額とを比較して少ない方の額を補助 額とする。
居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所		事業所	なお、事業所・施設等のうち特別な事情によ 基準単価を超える必要がある場合については
福祉用具貸与事業所	福祉用具貸与事業所		事業所	
居宅療養管理指導事業所		16	事業所	→ 個別協議を実施し、府が特に必要と認める場合 ・ に限り、基準単価を上乗せする。
小規模多機能型居宅介護事業所		237	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業	所	319	事業所	
介護老人福祉施設		19	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		20	定員	
介護老人保健施設		19	定員	
介護医療院		24	定員	
介護療養型医療施設		21	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		18	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き 高齢者向け住宅(定員 30 人以上)		19	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き 高齢者向け住宅(定員 29 人以下)		18	定員	

- ※ 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
 - ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として 取り扱う。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防マネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 4 感染拡大防止事業

対象事業	単位	基準単価
簡易陰圧装置を設置する事業	市長が必要と認めた台数	4,710千円/台
換気設備を設置する事業	市長が必要と認めた面積	4千円/㎡
介護施設等における感染拡大防止のための		
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	 1 か所	1,090 千円
(ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置による		
ゾーニング経費支援)		
介護施設等における感染拡大防止のための		
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	1 か所	6,540 千円
(従来型個室・多床室のゾーニング経費支援)		
介護施設等における感染拡大防止のための		
ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業	施設·事業所	3,820 千円
(2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援)		